

川崎市立井田病院医師等の緊急出勤に伴う交通費等支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院（以下「病院」という。）の医師等の職員が患者の急変等により緊急に出勤した場合の交通費等(以下「緊急出勤の交通費等」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 緊急出勤の交通費等は、次の要件に該当するものについて支給する。ただし、川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第28号)の規定に基づく通勤届出（以下「通勤届出」という。）が自動車の場合で、有料道路を使用したときには、その通行料のみを支給する。

(1) 緊急出勤に係る交通費

次の要件のすべてに該当する場合に支給する。

ア 通勤届出の通勤経路の交通機関が使用できない場合もしくは通常時（日勤の通勤時）より多くの時間を要すると見込まれる場合。

イ 自宅から病院までの区間の利用によるとき。(所属長が認める場合はこの限りではない。)

ウ 緊急出勤要件が終了後、直ちに帰宅する場合には、所属長の判断により病院から自宅までの区間の交通費等を支給する。

(2) 川崎病院での診療のための移動に係る交通費

次の要件をすべてに該当する場合に支給する。

ア 病院及び川崎病院の両院で診療があり、急を要する場合。(カンファレンス、会議及び委員会等への出席のための移動については支給しない。)

イ 病院から川崎病院もしくは川崎病院から病院までの区間の利用によるとき。

(3) その他、病院長が特に必要と認める場合。

(請求方法等)

第3条 緊急出勤の交通費等を請求する職員は、夜間緊急呼出タクシー代 請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)に必要事項を記入し、タクシー会社発行の領収書を添付の上、速やかに病院事務局庶務課庶務係に提出しなければならない。

(支給日)

第4条 緊急出勤の交通費等は、当該請求書が提出された月の翌月末に支給する。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。